

消防  
なんでも

# 南部分署



## 火の取り扱いには ご注意を！

この季節は、空気が乾燥し風の強い日が増えます。また、野焼きや枯草・枯れ枝等の焼却も多くなり、火災が発生しやすい季節です。十分に注意してください。

### ●消防署に必要な届出

- ・野焼き …… (届出が必要)
- ・枯草、枯れ枝等の焼却 …… (消防署に連絡)
- ・煙殺虫剤の使用 …… (消防署に連絡)
- ・他から見て火災と思われる行為 …… (消防署に相談)

### ●野焼き等をする時は

- ・まずは消防署に連絡を
- ・焼却中にその場から離れないこと
- ・延焼拡大には十分注意を
- ・火の始末 (完全に消えているか) をしっかりと



■お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署

TEL 096-90034

## こちら高森警察署です!



## 暴力団と決別した熊本県の実現 「熊本県暴力団排除条例」が施行されます

「熊本県暴力団排除条例」が平成23年4月1日から施行されます。(一部7月1日施行)

この条例は、県民、社会全体で暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保し、社会経済を健全に発展させることを目的としています。

### 事業者の皆さん。

**暴力団排除条例施行を機に暴力団との関係を絶ちましよう。**

条例が施行されると、事業者の方々が暴力団員に用心棒料やみかじめ料等の金品等を供与することは、罰則や勧告・公表などの行政的な措置の対象となる場合があります。

これを機に暴力団との関係を断ち切って健全な事業活動を行いましよう。

この件でご相談がありましたら、最寄りの警察署又は警察本部までご連絡下さい。



■お問い合わせ先

高森警察署

TEL 096-20110

熊本県警察本部組織犯罪対策課暴力対策係

TEL 096-3810110

## 知っておきたい 税情報



## 期限内納付と振替期日

平成22年分確定申告分の納付期限は次のとおりです。

### ●申告所得税の納付期限

平成23年3月15日(火)

### ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付期限

平成23年3月31日(木)

納税は、お近くの銀行(日本銀行歳入代理店)などの金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)、税務署の窓口で受け付けています。

また、申告所得税と消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。まだ利用されていない方は、是非ご利用ください。

振替納税の振替日は次のとおりです。

### ●申告所得税の振替日

平成23年4月22日(金)

### ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替日

平成23年4月27日(水)

なお、納付期限に遅れた場合又は口座振替ができなかった場合は、納付期限の翌日から延滞税がかかりますのでご注意ください。

納税や「振替納税」のことでお分かりにならないことがありましたら、阿蘇税務署にお尋ねください。

■お問い合わせ先

阿蘇税務署

TEL 0967-22-0551